

標準運送約款

海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 9 条第 3 項（同法第 23 条の 2 において準用する場合を含む）の規定に基づき、標準運送約款を次のように定め、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

（ 改正 ）

自動車航送の部	旅客運送の部	特殊手荷物運送の部	受託手荷物及び 小荷物運送の部
昭和 61 年 5 月 26 日 運輸省告示第 252 号	昭和 61 年 5 月 26 日 運輸省告示第 252 号	昭和 61 年 5 月 26 日 運輸省告示第 252 号	昭和 61 年 5 月 26 日 運輸省告示第 252 号
平成 7 年 3 月 23 日 運輸省告示第 207 号	平成 7 年 3 月 23 日 運輸省告示第 207 号	平成 7 年 3 月 23 日 運輸省告示第 207 号	平成 7 年 3 月 23 日 運輸省告示第 207 号
平成 11 年 3 月 15 日 運輸省告示第 148 号	平成 11 年 3 月 15 日 運輸省告示第 148 号	平成 11 年 3 月 15 日 運輸省告示第 148 号	平成 11 年 3 月 15 日 運輸省告示第 148 号
平成 11 年 7 月 21 日 運輸省告示第 441 号	平成 11 年 7 月 21 日 運輸省告示第 441 号	平成 11 年 7 月 21 日 運輸省告示第 441 号	平成 11 年 7 月 21 日 運輸省告示第 441 号
平成 12 年 9 月 27 日 運輸省告示第 322 号	平成 12 年 9 月 27 日 運輸省告示第 322 号	平成 12 年 9 月 27 日 運輸省告示第 322 号	平成 12 年 9 月 27 日 運輸省告示第 322 号
平成 12 年 12 月 20 日 運輸省告示第 394 号	平成 12 年 12 月 20 日 運輸省告示第 394 号	平成 12 年 12 月 20 日 運輸省告示第 394 号	平成 12 年 12 月 20 日 運輸省告示第 394 号
平成 14 年 7 月 1 日 国土交通省告示第 591 号	平成 14 年 7 月 1 日 国土交通省告示第 591 号	平成 14 年 7 月 1 日 国土交通省告示第 591 号	平成 14 年 7 月 1 日 国土交通省告示第 591 号
平成 14 年 9 月 24 日 国土交通省告示第 830 号	平成 14 年 9 月 24 日 国土交通省告示第 830 号	平成 14 年 9 月 24 日 国土交通省告示第 830 号	平成 14 年 9 月 24 日 国土交通省告示第 830 号
	平成 20 年 5 月 12 日 国土交通省告示第 570 号		
	平成 28 年 2 月 29 日 国土交通省告示第 436 号		
平成 31 年 2 月 28 日 国土交通省告示第 253 号	平成 31 年 2 月 28 日 国土交通省告示第 253 号	平成 31 年 2 月 28 日 国土交通省告示第 253 号	平成 31 年 2 月 28 日 国土交通省告示第 253 号